

令和7年度
医療機関等光熱費
高騰対策支援事業

Q & A

令和7年12月17日
山口県健康福祉部医務保険課

1 交付対象施設

Q 対象となる施設の要件は。

A 病院及び診療所については令和8年1月1日時点で保険医療機関の指定を受けている施設が対象です。ただし、市町が設置する医療機関は対象外です。また、施術所については令和8年1月1日時点で受領委任を取り扱う者として登録（承諾）を受けている施設が対象です。なお、上記の条件を満たす施設で、令和8年1月2日以降に施設の移転や個人事業主の法人化、受領委任の施術管理者の変更等により再度登録（承諾）を受け直した施設も対象です。

Q なぜ、保険医療機関の指定や受領委任を取り扱う者として登録（承諾）を受けていないと対象にならないのか。

A 診療報酬等の公定価格で運営され、光熱費高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関等の支援を目的としているためです。

Q 申請時点で休止または廃止している施設は対象となるか。

A 対象外です。

Q 支援額の算定対象となる病床数は、どのように数えればよいか。

A 令和8年1月1日時点における稼働病床数で申請してください。

Q 令和8年1月1日時点で休床している病床も算定の対象になるか。

A 対象外です。

Q 令和8年1月1日時点で入院患者の受け入れを休止している有床診療所は、どの区分で申請すればよいか。

A 無床診療所として申請してください。

Q 開設者の本店が県外にある場合でも、申請できるか。

A 山口県内に所在する施設については申請できます。一方で、開設者の本店が山口県内にある場合でも、県外に所在する施設は申請対象外となります。

Q 以前に山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金を受給した実績があるが、今回再び申請して差し支えないか。

A この支援金は令和7年度事業（追加支給分）として改めて支給するもので、令和4年度から令和7年度（当初分）までの支援金受給実績があっても、申請に支障ありません。

2 支援金の申請・交付について

Q いつ支援金は交付されるのか。

A 申請書の受理後、審査を行い、内容に不備がなく適正と認められれば、概ね1か月程度で支援金をお支払いする予定です。

なお、申請内容に確認や補正が必要な場合には、支給に通常より時間を要する可能性があります。

また、申請が極端に集中した場合には、予定より支給が遅れる場合があることをご容赦ください。

Q 法人として施設を複数開設している場合は、施設ごとに申請するのか。

A 開設者が同じ病院、有床診療所、無床診療所（歯科含む）、施術所についてはとりまとめて申請してください。

なお、病院、有床診療所、無床診療所（歯科含む）、施術所以外の施設を開設している場合は、施設に応じた申請先に申請してください。

Q 申請後に申請内容の誤りに気づいたが、どのように対応したらよいか。

A 速やかに県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは不正受給行為に当たりますので、絶対にやめください。

Q 前回までの光熱費高騰対策支援金について申請漏れがあった。今回の申請に合わせて、前回までの支援金について申請できるか。

A 前回までの支援金については既に受付を終了しています。

Q 過去に光熱費・食材料費高騰対策の支援金を受給した実績があり、今回の支援金も同じ口座へ振り込むよう希望する場合、預金通帳の写しは必要か。

A 支援金の振込先として、過去に山口県医務保険課から上記支援金を振り込んだ口座を再度指定される場合、預金通帳の写しは添付不要です。ただし、代表者の変更等で口座情報に変更が生じている場合は添付が必要です。

Q Web口座（無通帳口座・通帳レス口座）への振込を希望する場合、預金通帳の写しを添付できないが、どうすればよいか。

A ネット銀行の口座情報画面など、口座情報（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号、普通・当座の別）が分かるものを添付してください。